

新たな相続税の申告

問3 相続開始の日、平成25年9月4日以前（違憲決定日以前）ですが、同年9月5日以後（違憲決定日後）に相続税の申告をする場合、嫡出に関する規定を適用しないで相続税額を計算することができますか。

答 相続開始の日、遺産分割の日及び相続税の法定申告期限が、平成25年9月4日以前であっても、同年9月5日以後に、申告（期限後申告及び修正申告を含みます。）を行う場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算することができます。

【参考】

○ 新たな相続税の申告

